

○経済産業省令第 号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣×名××

冷凍保安規則等の一部を改正する省令

(冷凍保安規則の一部改正)

第一条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。)であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 三 (略) 四 製造設備は、振動、衝撃、腐食等により冷	(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。)であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 三 (略) 四 製造設備は、振動、衝撃、腐食等により冷

媒ガスが漏れないものであること。ただし、
経済産業大臣がこれと同等の安全性を有する
ものと認めた措置を講じているものについて
は、この限りでない。

五（略）

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気
密試験及び配管以外の部分について許容圧力
の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液
体を使用して行う耐圧試験（液体を使用する
ことが困難であると認められるときは、許容
圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等
の気体を使用して行う耐圧試験）に合格する
ものであること。ただし、当該冷媒設備の製

媒ガスが漏れないものであること。

五（略）

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気
密試験及び配管以外の部分について許容圧力
の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液
体を使用して行う耐圧試験（液体を使用する
ことが困難であると認められるときは、許容
圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等
の気体を使用して行う耐圧試験）に合格する
ものであること。ただし、当該冷媒設備の製

造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う耐圧試験に合格するもの若しくは経済産業大臣が認める方法により確認が行われたもの又は経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものにあつては、この限りでない。

七〇十七 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十七条 法第十四条第一項ただし書の経済産業

造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う耐圧試験に合格するもの又は経済産業大臣が認める方法により確認が行われたものにあつては、この限りでない。

七〇十七 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十七条 法第十四条第一項ただし書の経済産業

省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 （略）

七 認定高度保安実施者が行う高圧ガスの噴出又は漏えいの防止に係る設備の補修のために行う変更の工事であつて、一時的な補修として経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

2
(略)

(認定の申請)

第五十五条の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各

省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 （略）

(新設)

2
(略)

(認定の申請)

第五十五条の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各

号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出
しなければならない。

一〇四 （略）

（認定内容の変更の届出）

第五十五条の六 法第三十九条の十八の規定によ
る届出をしようとする認定高度保安実施者は、
様式第四十の六の認定高度保安実施者変更届書
に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて
、経済産業大臣に提出しなければならない。

号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管
轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大
臣に提出しなければならない。

一〇四 （略）

（認定内容の変更の届出）

第五十五条の六 法第三十九条の十八の規定によ
る届出をしようとする認定高度保安実施者は、
様式第四十の六の認定高度保安実施者変更届書
に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて
、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長
を経由して経済産業大臣に提出しなければなら
ない。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第五十五条の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第四十の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第五十五条の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第四十の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第二条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(第一種製造設備に係る技術上の基準) 第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。 一〇十二 (略)	(第一種製造設備に係る技術上の基準) 第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。 一〇十二 (略)

十三 ガス設備（高压ガス設備を除く。）は、気密な構造とすること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十四 ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十三 ガス設備（高压ガス設備を除く。）は、気密な構造とすること。

十四 ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

十五・十六 (略)

十七 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧

十五・十六 (略)

十七 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧

試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備若しくは特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの又は経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十八 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備若しくは特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの又は経済産業大臣がこれと同等の

十八 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十九 高压ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高压ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応

十九 高压ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高压ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応

ずる十分な強度を有するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

二十〇三十五 (略)

三十六 導管は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 二 (略)

ホ 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を

ずる十分な強度を有するものであること。

二十〇三十五 (略)

三十六 導管は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 二 (略)

ホ 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を

使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

へ 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度に

使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

へ 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度に

おける材料の許容応力、溶接継手の効率等に
応じ、十分な強度を有するものであり、
又は導管の製造技術、検査技術等の状況に
より製造することが適切であると経済産業
大臣の認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること
。
ただし、経済産業大臣がこれと同等の安
全性を有するものと認めた措置を講じてい
るものについては、この限りでない。

トヌ (略)

2・3 (略)

おける材料の許容応力、溶接継手の効率等
に応じ、十分な強度を有するものであり、
又は導管の製造技術、検査技術等の状況に
より製造することが適切であると経済産業
大臣の認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること
。

トヌ (略)

2・3 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一 八 (略)

九 認定高度保安実施者が行う高圧ガスの噴出
又は漏えいの防止に係る設備の補修のために
行う変更の工事であつて、一時的な補修とし
て経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

2
(略)

(認定の申請等)

第九十二条の七の二 法第三十九条の十三の認定

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一 八 (略)

(新設)

2
(略)

(認定の申請等)

第九十二条の七の二 法第三十九条の十三の認定

の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇四（略）

（認定内容の変更の届出）

第九十二条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない

の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇四（略）

（認定内容の変更の届出）

第九十二条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保

らない。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十二条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、経済産業大臣に提

安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十二条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在

出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十二条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

- 一 特定変更工事（製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事であつて、認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）

地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十二条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

- 一 特定変更工事

2 5 6 (略)	二 (略)
--------------------	----------

2 5 6 (略)	二 (略)
--------------------	----------

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三条 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が	（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

（傍線部分は改正部分）

これと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇九 (略)

十 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とすること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十一 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が

これと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇九 (略)

十 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とすること。

十一 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が

定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験

定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験

）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、

特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備（特定設備検査規則第三条に規定する特定設備をいう

。以下同じ。）若しくは特定設備検査規則第

五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの又は経済産業大

臣がこれと同等の安全性を有するものと認め

）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、

特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備（特定設備検査規則第三条に規定する特定設備をいう

。以下同じ。）又は特定設備検査規則第五十

一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

た措置を講じているものについては、この限りでない。

十二 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備若しくは特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気

十二 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試

密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のもの又は経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十三 高压ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高压ガス設備の製造技術、検査技術等の状

験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十三 高压ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高压ガス設備の製造技術、検査技術等の状

況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること。

ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性
を有するものと認めた措置を講じているもの
については、この限りでない。

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸
素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る
。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、
温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼ
す化学的影響及び物理的影響に対し、安全な
化学的成分及び機械的性質を有するものであ
ること。ただし、経済産業大臣がこれと同等

況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること。

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸
素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る
。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、
温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼ
す化学的影響及び物理的影響に対し、安全な
化学的成分及び機械的性質を有するものであ
ること。

の安全性を有するものと認めた措置を講じて
いるものについては、この限りでない。

十五〽四十二（略）

四十三 導管は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ〽ニ（略）

ホ 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力
で水その他の安全な液体を使用して行う
耐圧試験（液体を使用することが困難であ
ると認められるときは、常用の圧力の一・
二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を
使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以
上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣

十五〽四十二（略）

四十三 導管は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ〽ニ（略）

ホ 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧
力で水その他の安全な液体を使用して行う
耐圧試験（液体を使用することが困難であ
ると認められるときは、常用の圧力の一・
二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を
使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以
上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣

がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により経済産業大臣が試験を行うことが適切であると認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

へ 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、

がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により経済産業大臣が試験を行うことが適切であると認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

へ 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、

又は導管の製造技術、検査技術等の状況に
より製造することが適切であると経済産業
大臣が認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること
。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安
全性を有するものと認めた措置を講じてい
るものについては、この限りでない。

トール (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる

又は導管の製造技術、検査技術等の状況に
より製造することが適切であると経済産業
大臣が認める者の製造した常用の圧力等に
応ずる十分な強度を有するものであること
。

トール (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる

ものとする。

一〇八 (略)

九 認定高度保安実施者が行う高圧ガスの噴出又は漏えいの防止に係る設備の補修のために
行う変更の工事であつて、一時的な補修として
経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

2
(略)

(認定の申請)

第九十四条の七の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業

ものとする。

一〇八 (略)

(新設)

2
(略)

(認定の申請)

第九十四条の七の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の

大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(認定内容の変更の届出)

第九十四条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(認定内容の変更の届出)

第九十四条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十四条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十四条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(製造のための施設等の変更の特例)

第九十四条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事(製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事であつて、認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。)

二 (略)

2
6 (略)

(製造のための施設等の変更の特例)

第九十四条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

二 (略)

2
6 (略)

(燃焼性の基準)

第百一条 令第二条第五項第四号の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 (略)

(燃焼性の基準)

第百一条 令第二条第三項第四号の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 (略)

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第四条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(特定製造者に係る製造の許可の申請) 第三条 (略) 2 前項の製造計画書には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載し、第七号に掲げる図面を添付しなければならない。 一、四 (略) 五 製造のための施設(以下「製造施設」とい	(特定製造者に係る製造の許可の申請) 第三条 (略) 2 前項の製造計画書には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載し、第七号に掲げる図面を添付しなければならない。 一、四 (略) 五 製造施設を設計・施工するに当たつて保安

う。〕を設計・施工するに当たつて保安上特に配慮した事項

六 (略)

七 製造施設の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法
第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の

上特に配慮した事項

六 (略)

七 製造のための施設（以下「製造施設」という。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法
第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の

基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇十四 (略)

十五 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く。）

は、気密な構造とすること。ただし、経済産

業大臣がこれと同等の安全性を有するものと

認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十六 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸

基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇十四 (略)

十五 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く。）

は、気密な構造とすること。

十六 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸

素以外のガスにあつては高压ガス設備に限る。
。以下この号において同じ。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。ただし、

経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十七 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定

素以外のガスにあつては高压ガス設備に限る。
。以下この号において同じ。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

十七 高压ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定

する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍（以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であ

する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍（以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であ

ると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三条に規定する特定設備（以下単に「特定設備」という。）であつて特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格したもの若しくは特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格したものであつて使用開始前のもの又は経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

十八 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が

ると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三条に規定する特定設備（以下単に「特定設備」という。）であつて特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格したもの又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格したものであつて使用開始前のものについては、この限りでない。

十八 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が

定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備若しくは特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格したものであつて使用開始前のもの又は経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているもの

定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格したものであつて使用開始前のものについては、この限りでない。

については、この限りでない。

十九 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

十九 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

二十〇六十五 (略)

2 (略)

(コンビナート製造事業所間の導管以外の導管)

第九条 第二条第一項第二十二号イに掲げる特定製造事業所(以下「コンビナート製造事業所」という。)間に設置される導管以外の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

二十〇六十五 (略)

2 (略)

(コンビナート製造事業所間の導管以外の導管)

第九条 第二条第一項第二十二号イに掲げる特定製造事業所(以下「コンビナート製造事業所」という。)間に設置される導管以外の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験（及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により経済産業大臣が試験を行うことが適切であると認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性

一〇四 (略)

五 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により経済産業大臣が試験を行うことが適切であると認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

六 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。ただし、経済産業

大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この

六 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

限りでない。

七〇十一 (略)

(特定製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一〇八 (略)

九 認定高度保安実施者が行う高圧ガスの噴出
又は漏えいの防止に係る設備の補修のために
行う変更の工事であつて、一時的な補修とし
て経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

2
(略)

七〇十一 (略)

(特定製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一〇八 (略)

(新設)

2
(略)

(認定の申請)

第四十九条の七の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第三十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

(認定内容の変更の届出)

第四十九条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者

(認定の申請)

第四十九条の七の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第三十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

(認定内容の変更の届出)

第四十九条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者

は、様式第三十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第四十九条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第三十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証

は、様式第三十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第四十九条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第三十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証

する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第四十九条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事（製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第四十九条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

であつて、認定高度保安実施者が行う法第三十九條の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。） 二（略） 2 ゝ 6（略）	二（略） 2 ゝ 6（略）
--	-------------------------------------

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和 年 月 日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の冷凍保安規則第十七条第一項第七号、液化石油ガス保安規則第十六条第一項第九号、一般高圧ガス保安規則第十五条第一項第九号及びコンビナート等保安規則第十四条第一項第九号に規定する認定高度保安実施者が行う工事については、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号の施行の日から起算して三年六月を経過する日までの間、この省令による改正後の冷凍保安規則第十七条第一項第七号、液化石油ガス保安規則第十六条第一項第九号、一般高圧ガス保安規則第十五条第一項第九号及びコンビナート等保安規則第十四条第一項第九号中「認定高度保安実施者」とあるのは、「認定高度保安実施者、改正法附則第二条第二項に規定する認定完成検査実施者又は改正法第三条第二項に規定する認定保安検査実施者」として、これらの規定を適用する。